幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳児クラスから５歳児クラスの児童と住民税非課税世帯の０歳児から２歳児クラスまでの児童の保育料（利用料）が無料になります。

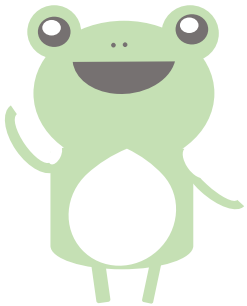

令和８年度　認可外保育施設等の「幼児教育・保育の無償化」の手続きについて

1　対象となる方

- 次の要件に該当する方

1. 補助を受ける月の初日時点で清瀬市の住民であること
2. 幼稚園・認可保育所や地域型保育施設、企業主導型保育施設等に通っていない
3. **保育の必要性の認定を受けている**
4. ３歳児クラス～５歳児クラスの児童
5. **市町村民税非課税世帯**の０歳児～２歳児クラスの児童

- 既に認可保育所等や預かり保育を実施している幼稚園（一部除く）に通っている場合は、すでに保育料が無償化されているため対象外となります。
- ０歳児～2 歳児クラスの非課税世帯の判定は４月分～８月分は前年、９月分～翌年３月分は今年の市町村民税で判定します。課税情報は賦課期日（1 月 1 日）に住所があった自治体で確認してください。
- ０歳児～2 歳児クラスで今年の１月１日に清瀬市に住民登録のなかった方は前項目の期間に合わせて、課税証明書の提出が必要です。
- ０歳児～2 歳児クラスの非課税世帯が年度の途中で課税世帯へ変更になった場合は対象外となります。本制度とは別の補助事業となりますので再度申請が必要です。

【生年月日別　令和８年度のクラス】※クラス年齢は４月１日現在の年齢です。

生年月日	クラス	世帯の状況
令和　5（2023）年４月１日　以前	**3** 歳児以上	**すべての世帯**
令和　5（2023）年４月２日　以降	**0** 歳児～ **2** 歳児	**住民税非課税世帯**

2　対象となる施設と事業

- 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポートセンター事業で施設の申請に基づき、市が無償化の対象施設となることを「確認」したものに限られます。（清瀬市外の施設は所在自治体で「確認」を受けていれば対象となります。）
- 複数の認可外保育施設を利用した場合も無償化（補助）金額まで対象になります。
- 無償化（補助）の対象は保育提供部分です。送迎やキャンセル料等の**保育提供部分以外については対象外**です。

3　給付認定の申請

- この制度を利用して無償化の補助を受けるためには、**施設の利用開始前**に給付認定の申請をしていただく必要があります。

【提出物】：　①　施設等利用給付認定申請書（新２号・新３号）（ピンク色の紙）
②　「保育を必要とする事由」を証明する書類（父・母分　計２枚）
③　保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

【提出期限】：　利用開始日の前月の 20 日まで　※給付認定前のご利用分は対象外となります。

- 清瀬市から保育の必要性の認定を受けるためには、**保護者のいずれも**が、下表のいずれかに該当することが必要です。
- 認可保育施設等の入園申込みから６か月以内など、有効な「子どものための教育・保育給付認定」を取得している方が認可外保育施設等の無償化の給付を受ける場合は、既に認定を受けているものとみなします。
- 清瀬市外の認可外保育施設等を利用している方についても、清瀬市への申請が必要です。
- 清瀬市へ転入された方で以前の居住地で認定を受けていた方も清瀬市への申請が必要です。

【保育を必要とする事由】

	事由	要件・認定期間
1	**就労・就学**	保護者が**月１２日以上かつ月４８時間以上**就労または就学している場合 （ただし週３日以上かつ昼間４時間以上の就労または就学が必要）
2	**出産**	保護者が出産する場合（出産予定月及びその前後各２か月の**最長５か月以内**）
3	**疾病・障害・介護・看護**	保護者が左記の状況により児童の保育ができない場合
4	**求職**	保護者が求職中の場合（**３か月以内に就労することが必要**）
5	**育休特例利用/ みなし育休特例利用**	育休期間中の特例（※育児休業取得前にすでに認可外保育施設等を利用している児童がいて継続利用が必要である場合、**育児休業の対象の児童（生まれた子）が１歳になる日の属する年度の年度末（３月末日）まで**）。育児休業の対象となった児童については、この特例に該当せず、補助金の対象とはなりません。※詳細は子ども支援課までお問合せください。

※　育休特例利用については、既に就労で認定を受けており、出産予定月まで継続して在園が３か月を経過している、同様の条件で認可保育園・認可外保育施設等を継続して利用されている方が対象となります。事前に家庭状況変更届等の届出が必要です。
※　利用児童の育休中に利用を開始された場合は補助金を申請する月の月末までに復職することが必要です。補助金の申請時に復職証明書をご提出ください。
※　「就労」で認定されている方で利用月までに就労されていない場合は、利用月の末日までに就労し、補助金の申請時に就労証明書をご提出ください。
※　「求職」で認定されている方は利用開始から3か月以内に就労証明書をご提出ください。求職中と認められない期間については補助金の対象外となります。

【認定後の注意事項】

- 認定後に状況が変わった場合には「家庭状況変更届」と必要書類の提出が必要です。提出していないことが判明した場合、補助金の対象外となることがあります。
- 入園してからも毎年 12 月頃に翌年度からの保育を継続する要件があるか審査を行います。継続審査に必要な書類の提出がない場合や継続審査の結果、保育を必要とする事由が認められない場合は補助金の対象外となります。
- 過去に認定を受けたことがある方で認可保育施設等の入園を辞退・申込みを取下げた方や入園申込みから６か月以上が経過されている場合は再度認定の申請が必要です。

4　利用料の無償化の限度額

令和８年９月までの利用について

（１）**３歳以上児：月額上限 37,000 円**

（２）**０歳～２歳児：月額上限 42,000 円**

単価改定

令和８年１０月以降の利用について

（１）**３歳以上児：月額上限 40,300 円**

（２）**０歳～２歳児：月額上限 45,700 円**

※　申請の時期にかかわらず、利用した年月により補助上限額が異なります。
※　各施設の料金（複数利用可能）の合算した額と月額上限のいずれか低い額が対象です。
※　利用料には、給食費や延長保育料、教材費、行事代、入園料、キャンセル料などは含みません。（これらの経費は無償化の対象外です。）

5　補助金交付までの流れ

- 保育料を保護者の皆様から各施設へのお支払いいただき、その後、清瀬市から助成を受けることになります。

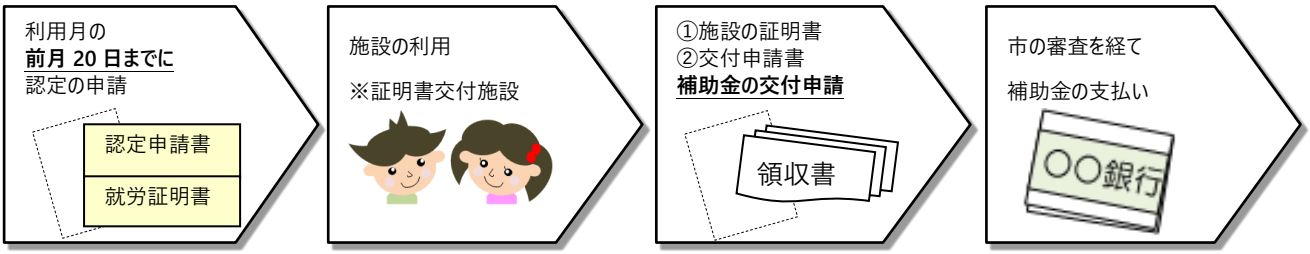

※施設で取りまとめている場合は施設へ提出してください。

※利用料は３か月分ごと年４回支給予定です。

- 認可外保育施設等の利用料の無償化は、償還払いとなります。利用料は、保護者の皆様から各施設へのお支払い後、清瀬市子ども支援課へ、無償化分の利用料の請求をしていただき、清瀬市から給付を受けることになります。（支払は年４回おこなっています。）

【提出物】：
①　清瀬市認可外保育施設等利用支援事業助成金交付申請書兼施設等利用費請求書
②　特定子ども・子育て支援の提供に関わる領収書兼提供証明書
※　②の提供証明書については利用された施設が作成した証明書に限ります。

6　申請書提出期限及び補助金支払スケジュール

- 補助金の支払いは年に**４回**おこなっています。
- 提出期限までに請求書類の提出が間に合わなかった場合や書類等に不備があった場合は、次回以降の支払となります。

【スケジュール】

支払回	施設の利用月	市への申請書提出期限	支払予定日
第１回	４・５・６月	7月10日	８月末頃
第２回	７・８・９月	10月10日	11月末頃
第３回	10・11・12月	1月10日	２月末頃
第４回	１・２・３月	4月10日	５月末頃

電子申請の URL

※書類提出期限が土日祝の場合は、前営業日とします。
※子ども子育て支援法第73条により請求する権利は、認可外保育施設等の利用月の翌月1日から2年を経過すると、時効により消滅するため、過去の利用分を申請する場合は上記の提出期限にとらわれずお早めに請求手続きを行ってください。

7　３歳児クラス以上の食材料費の補助（認可外保育施設のみ対象）

- **3歳児クラス以上の児童**について、清瀬市の保育料算定基準となる清瀬市利用者負担額基準額表のＡ～Ｄ７階層（市町村民税所得割額が**57,700円未満）までの世帯、ひとり親等の要保護世帯の場合**Ａ～Ｄ９階層（市町村民税所得割額が**77,101円未満）までの世帯、**世帯の**小学校就学前の児童のみ**で数えて**第３子にあたる場合**は、食材料費を補助します。

【対象経費】：　①主食費（ごはん・麺等）は**月額3,000円**　※人件費・設備費等は対象外です。
②副食費（おかず等）は**月額5,100円**　　の範囲内で実績に応じて補助。

【提 出 物】：　**①　清瀬市実費徴収（食材料費）に係る補足給付補助金交付申請（請求）書**
②　施設からの証明書

【交付方法】：**年1回**（4月から翌3月の１年分をまとめて、上記６の申請書提出期限及び補助金支払スケジュールにしたがっておこないます。）

8　よくある質問と回答

№	質問	回答
1	仕事をしていませんが、補助の対象になりますか？	保育認定がない方は対象とはなりません。保護者全員が何らかの保育を要する事由がある場合に保育認定の申請ができます。認定を受けないまま認可外保育施設等を利用された場合は補助金の支給を受けることはできません。
2	保育の必要性とはなんですか？	家庭での保育ができないため、保育施設に児童を預ける必要があることをいいます。
3	現在、育休中ですが補助の対象になりますか？	利用開始月の月末までに復職される場合は対象となります。その場合も事前に保育認定を受けていることが必要です。
4	就学とはどんな学校でも対象になりますか？	学校教育法に定められた学校や職業能力開発促進法に規定された職業訓練校に在籍し、受講している必要があります。 通信教育やいわゆる習い事（英会話教室やテニススクール等）は該当しません。 学生証や在学証明、カリキュラムなどの確認が必要です。
5	転職しましたが、連絡は必要ですか？	家庭状況等に変更が生じた場合は、すみやかに「家庭状況変更届」と添付書類の提出が必要です。
6	継続の通知が届きました。提出の必要はありますか？	施設利用継続のための届出をしなかった場合、保育認定が取消しとなり補助金の対象外となります。添付書類とともに提出ください。

9　問合せ先

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市しあわせ未来センター1階
清瀬市福祉子ども部子ども支援課 保育・幼稚園係
電話　042-497-2086（直通）

清瀬市トップページ
⇒「子育て」⇒「保育所・幼稚園・認定こども園」
⇒「認可外保育施設等」

https://www.city.kiyose.lg.jp/kosodatekyouiku/hoikusyoyouchien/1011301/index.html

令和８年９月発行